

第22回当別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年2月25日（火）午後4時00分から午後4時10分

2 開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室

3 出席委員（16人）

会長 16番 秋 吉 稔 之

会長職務代理者 1番 青 山 眞 士

2番 古 熊 健 一

3番 高 橋 毅 典

4番 佐々木 彦 治

5番 目 黒 一 雄

6番 泉 和 浩

7番 佐々木 章 史

8番 狩 野 菊 恵

9番 高 野 秀 則

10番 藤 田 靖

11番 石 田 秀 人

12番 岸 本 辰 彦

13番 山 田 裕 一

14番 佐々木 靖

15番 湯 浅 浩 道

4 欠席委員（0人）

5 農業委員会事務局職員

事務局長 山 崎 一

事務局次長 浦 島 卓

事務局農地係長 作 山 温 史

事務局総務係主査 春 田 秀 彦

事務局農地係主任 瀬 能 実 紀

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第7 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

日程第 8 議案第 4 号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に基づく意見
聴取について

日程第 9 議案第 5 号 当別町長の権限に属する事務の委任について

7 会議の概要

議長	只今の出席委員 16 名、定足数に達していますので、第 22 回当別町農業委員会総会を開会します。 議事日程ですが、お手元に配布しています日程表により、議事に入ります。
議長	日程第 1、議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第 12 条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声がありましたので、1 番 青山委員 2 番 古熊委員を指名します。
議長	日程第 2、会期の決定について、本総会の会期を、本日 1 日間とすることで、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決定しました。
議長	日程第 3、諸般の報告について事務局から報告します。
事務局	前回の総会終了後の会務報告を行います。 2 月 14 日、13 時 30 分から新規就農に関する協議会を開催しまして、秋吉会長、青山代理、佐々木靖委員、湯浅委員、藤田委員、山田委員、狩野委員の計 7 名が出席しました。3 月の総会で結果の報告を行う予定です。以上です。
議長	日程第 4、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題とします。事務局から説明します。
事務局	報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」ご説明します。通知がありました 2 件は、農地法第 18 条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借を解約した旨の通知があったものです。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、報告第 1 号は、原案のとおり承認することに決定して

	よろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、報告第１号は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	日程第５、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明します。
事務局	議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」ご説明します。番号１番は規模拡大のため、所有権の移転、番号２番は個人経営から法人経営へ変更するため賃貸借をするものであります。 この２件について、議案資料の「農地法第３条の調査書」のとおり、不許可の基準である農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。 図面につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。
議長	説明が終わりましたので質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第１号について、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第１号について、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	日程第６、議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」ご説明します。 番号１番については、譲受人が申請地に住宅を建設するため、農地転用の許可を得ようとするものです。 許可の基準となる農地区分ですが、都市計画区域の用途地域内にある農地であるため、第３種農地と判断します。 第３種農地の転用については原則許可であり、一般基準の各要件も満たしていることから、問題ないと考えます。 なお、本件は北海道農業会議への諮問が必要となる転用面積３，０００㎡を超えていないため、農地転用審査特別委員会での審査も省略しています。以上です

議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第2号について、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第2号は許可することに決定しました。
議長	日程第7、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 事務局から説明します。
事務局	議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明します。 旧農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者から当別町に対し農用地利用集積計画作成の申出があり、町が作成した案について、当委員会の決定を求められているものです。 今回の計画案は、所有権の移転が14件、賃貸借の設定が9件です。 これら23件について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及びその内容に定められた要件を全て満たすものと考えます。 計画地の図面につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。
議長	休憩します。 休憩
議長	再開します。 説明が終わりましたので質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第2号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定しました。
議長	日程第8、議案第4号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に基づく意見聴取について」を議題とします。事務局から説明します。
事務局	議案第4号、「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に基づく意見聴取について」ご説明します。 当別町から、地域計画の案ができましたので、これでいいかどうかの意

議長	見を求められているものであります。昨年2月と11月に開催しました13地区の協議の場に出ました結果につきましては、様式5－1です。その結果をもとに作成しました地域計画が様式5－2でございます。また目標地図に位置付けるものとして、名簿を掲載しております。 目標地図につきましては、13地区、合計80枚を作成しておりますが、本日は、担当委員の地区の部分をそれぞれ配布しております。 この後ですが、3月31日（月）に告示されて、地域計画がスタートとなります。3月地域計画策定後の賃貸、売買の流れにつきましては、その他でご説明いたします。説明は以上です。 説明が終わりましたので質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、議案第4号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり決定しました。
議長	日程第9、議案第5号「当別町長の権限に属する事務の委任について」を議題とします。 事務局から説明します。
事務局	議案第5号、「当別町長の権限に属する事務の委任について」ご説明します。 議案第4号と関連しますが、3月31日からスタートする地域計画は、賃貸や売買を行う場合、知事が認可や告示を行うことになっております。このまま知事の認可となると事務処理日数が90日もかかることから、事務処理短縮のため、権限移譲を受けるものであります。これにより事務処理日数が90日から60日ほどに短縮されまして、先日説明いたしました、受付からの流れですが、今ままでは5日までの申請が、毎月末までの申請に変更、15日集積会議、総会27日は変わらず、翌1日付けの告示としていたのが、20日頃の告示を予定しているところでございます。 説明は以上です。
議長	説明が終わりましたので質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、議案第5号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）

議長	異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり決定しました。
議長	以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもちまして、第22回当別町農業委員会総会を閉会します。